

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
4月17日  
(火曜日)

## 目次

告示

- 公金の収納の事務の委託(公務保険課).....一
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 保安林予定森林(秋芳町)(森林整備課).....一
- 包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....二
- 公告
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....二
- 土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....三
- 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
- 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四

### 山口県告示第二百六号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 委託に係る公金の種類
- 山口県立こころの医療センターの診療料その他患者負担金
- 二 委託に係る事務の範囲

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日並びにこれらの日以外の日の午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時十五分から翌日の午前零時までに於ける一に掲げる公金の収納の事務

三 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社白清社 宇部市大字東岐波字大石一六九七番地

### 山口県告示第二百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

岩国市灘土地改良区

平成一九、四、一〇

### 山口県告示第二百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢郡秋芳町大字青景字大谷西平三三九の一四、三三九の一五、三三九の五三、三二九の五四、大字嘉万字植山五〇六、五二一の一、五三二、五三四、五三四の一、五三四の二、五三四の八、五三七、字山ノ奥五四一の一、五四二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成十九年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
森永 敏夫 光市上島田二丁目三番七号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
各月ごとの概算払



(二九一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
岩国市愛宕土地改良区	理	神村 章男	岩国市尾津町一丁目五番五号	
"	"	村本 忠夫	南岩国町一丁目三番一〇号	
"	"	廣末 茂生	門前町一丁目九番一〇号	
"	"	藤本 忠	尾津町二丁目一〇番六号	
"	"	山縣 康男	尾津町三丁目五番三九号	
"	"	沖廣 栄一	尾津町五丁目一番八号	
"	"	中川 正	南岩国町一丁目二四番五七号	
"	"	野坂 保	南岩国町五丁目四三番二一〇号	
"	"	沖中 壮	尾津町五丁目六番二六号	
"	"	中村 宏之	門前町一丁目二番五号	
"	"	平本 操	門前町四丁目一番二五号	
"	監	富岡 安治	尾津町二丁目七番二五号	
"	"	藤上 正	牛野谷町三丁目二七番四号	
"	"	沖中 福美	尾津町三丁目一四番四三〇号	
"	"	平永 雄三	門前町二丁目三四番一七号	
岩国市川下土地改良区	理	廣田 和夫	川下町二丁目二番一〇号	
"	"	高橋 巖	車町二丁目一四番一五号	
"	"	村岡 和夫	楠町二丁目一番二二号	
"	"	三国 歳明	中津町二丁目三番三七号	
"	"	秋山 悦治	" 五番一六号	
"	"	富田 悟	車町二丁目三番三七号	
"	"	藤村 常夫	川下町一丁目七番二二号	
"	"	為重 正	川下町三丁目五番三〇号	
"	監	宮崎 進	楠町二丁目九番一九号	
"	"	藤本 久雄	車町三丁目一七番六二号	
"	"	石崎 栄一	旭町二丁目二番一九号	
岩国市灘土地改良区	理	村河 多丸	保津町一丁目二四番三〇号	
"	"	土井 忠臣	" 二七番四号	
"	"	廣中 武夫	藤生町一丁目二番一三〇号	
"	"	沖 俊生	南岩国町四丁目七四番二二号	
"	"	村重 通孝	海土路町二丁目六番四号	
"	"	棚田 等	青木町二丁目一四番四三〇号	



(一九三) 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九四) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市場南陽青果市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

萩市大字椿東字西ケ迫

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

萩市大字椿東五〇〇〇番地

学校法人萩学園

平成十九年四月十七日印刷  
平成十九年四月十七日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）